

新潟市農業及び農村の振興に関する条例

構成

前文	日本一豊かでにぎわいのある大農業都市の実現
目的	食料, 農業及び農村に関する施策を総合的・計画的に推進し, 農業及び農村の振興
基本理念	「食料」……安心, 安全な農産物の安定的な生産及び地産地消の促進 「農業」……農業資源及び多様な担い手の確保と自然環境と調和した農業, 農村の持続的な発展 「農村」……多面的機能を有し, 農産物の生産, 生活, 地域活動が共存する場として整備・保全
責務・役割	市の責務……農業者, 農業関係団体, 市民及び事業者等との連携を図りながら, 食料, 農業及び農村に関する施策を策定し実施。 農業者等の役割……農村地域づくりの主体であることを認識し, 自然環境との共生に積極的に取り組み, 安心で安全な農産物の安定的な供給, 情報提供等に努め, 市民との交流を深め, 農業・農村の振興に努める。 事業者の役割……安心・安全な食品の供給と地場農産物の利用を図る等して農業・農村の振興に協力。 市民の役割……地場農産物の積極的な消費や, 農業・農村の役割の重要性について理解と関心を深め, 農村との交流を深めるなどして農業・農村の振興に協力。
施策の基本方針	(1) 意欲を持つ農業者の支援を推進し, 農産物の生産性を高め, 安心・安全な食料の供給と収益性の高い農業の確立 (2) 多様な担い手の就農促進等で集落における営農環境の整備 (3) 農村の魅力資源の発掘, 保全, 改善により美しく自然あふれる農村の形成 (4) 農村集落の居住環境の向上と農村コミュニティの形成 (5) 地場農産物消費と食育の推進, 互惠による都市・農村交流の促進 (6) 有機質資源を利用した資源循環型・環境重視型の地域づくりの推進 (7) その他必要施策の推進
基本計画の策定	新潟市農業構想(平成18年3月策定)を基本計画とみなす(附則にて)
審議会	既存の新潟市農業振興地域整備審議会(附属機関設置条例により設置)の審議事項を追加。(計画策定・変更ほか重要事項について調査審議)
年次報告	毎年度公表